

福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、福岡県選手強化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、実行委員会会則第3条の規定により、体育団体等（「体育団体等」とは、（公財）福岡県スポーツ協会、（公財）福岡県スポーツ振興センター、福岡県中学校体育連盟、福岡県高等学校体育連盟、（公財）福岡県スポーツ協会加盟競技団体及び実行委員会が指定した団体等をいう。）が行う福岡県選手強化推進事業に要する経費に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定める。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第 2 条 会長は、体育団体等が実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し予算の範囲内において別表により補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる体育団体等は、前条に規定する事業を行う団体等で、以下の各号に該当しないものとする。

- 一 暴力団又は暴力団員
- 二 暴力団員が役員となっているもの
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする体育団体等は、補助金交付申請書に別記必要書類を添えて、計画後、すみやかに会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第 5 条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容等を審査し適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。補助金の交付を決定したときは、その決定した内容を補助金交付の申請をした体育団体等（以下「補助対象事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第 6 条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するために必要があるときは条件を付すものとする。

(事業計画の変更)

第 7 条 補助対象事業者は補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ変更交付申請書により、会長の承認を受けなければならない。

ただし、交付の決定に係る補助金の額に変更をきたさない程度の軽微な場合についてはこの限りではないが、当該事業に参加する者に変更がある場合については、参加者変更名簿を直ちに提出するものとする。

(事業実施報告書の提出)

第 8 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは完了後1か月以内、又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに事業実施報告書に別記必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 9 条 会長は、前条の規定による事業実施報告書の提出があった場合において、その内容、成果等を審査の上適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(事業の調査及び検査)

第 10 条 会長は、補助対象事業の遂行に適正を期するため、必要があると認めるときは、事業の遂行の状況を現地調査し、必要書類、帳簿及び関係資料等を検査することができる。

(補助金の概算払)

第 11 条 第 2 条の規定による補助金の支払について、会長が必要と認めるときは、交付決定額を概算払することができる。この場合においては、第 8 条に規定する事業実施報告書をもって精算するものとする。

2 補助金の概算払を受けようとするものは、概算請求書に必要事項を記載し会長に請求するものとする。

(補助金の返還等)

第 12 条 会長は、補助対象事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額を減額し、一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業に要した経費が補助金の額を下まわった場合
- (2) 交付した補助金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 事業計画の変更の承認を事前に受けなかった場合
- (4) 補助対象事業の遂行の状況調査や必要書類等の検査を拒んだ場合
- (5) 第 3 条各号に該当する団体等であることが判明した場合
- (6) その他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(帳簿及びその証拠書類の保管)

第 13 条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助対象事業の完了した日の属する翌年度から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。

ア 補助対象事業

補 助 対 象 事 業	
事 業 区 分	内 容
選 手 強 化	競技力強化事業（日帰り練習も含む）
ジュニア対策	中学校新人県大会等
スポーツ医・科学サポート	スポーツ医事・健康体力相談
	スポーツアドバイザー派遣事業
特 別 事 業	トップアスリート育成強化事業 女性アスリート遠征合宿事業 女性アスリート活性化事業 ナショナルアスリートパスウェイ構築事業

イ 補助対象経費

報 償 費	謝 金	強化指定者については1日4,000円以内 特別講師（外部指導者、学識経験者等）については実行委員会事務局と協議のうえ決定し、1日10,000円以内
旅 費	宿 泊 費	8,000円以内（素泊まり）、1泊2食付きの場合10,200円以内
	交 通 費	県内交通費一覧表及び県外交通費一覧表による
需 用 費	食 糧 費	昼食等にかかる経費
	消 耗 品 費	単価が税込み50,000円未満の物品の購入費
役 務 費	運 搬 費	大型用具を運ぶ運送費
	通 信 費	電話代、切手代
使用料及び 賃 借 料	会 場 使 用 料	会場使用にかかる経費 （ボウリング競技のゲーム代、ゴルフ競技の練習場打席代、 練習ラウンドにかかる施設使用料など）
	用 具 等 借 上 料	用具等の借上げにかかる費用（リース代など） ※実行委員会事務局と協議のうえ決定する
保 険 料	保 険 料	事業の実施にかかるスポーツ傷害保険への加入料（スポーツ安全保険など）